

## 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

## 1 水質汚濁に係る環境基準について

- 公共用水域の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として水質汚濁に係る環境基準が定められている。
- 水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）に分けられている。
- このうち、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の区分ごとに利水目的に応じて水域が類型化され、その水域類型ごとに基準値が設定されている。
- 平成 15 年 11 月、化学物質による水生生物への影響を防止する観点から、水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）が追加された。
- 水生生物保全環境基準は、生活環境項目に位置付けられており、水生生物の生息状況に応じて水域が類型化され、その水域類型ごとに基準値（全亜鉛）が設定されている。

表 1 水質汚濁に係る環境基準

健康項目	カドミウム、鉛等 26 項目	全国一律基準を適用
生活環境項目	pH、BOD 又は COD、SS、DO、大腸菌群数、油分等、全窒素、全燐	水域を利用目的により類型化 水域類型ごとに基準値を設定
水生生物保全 環境基準項目	全亜鉛	水域を水生生物の生息状況により類型化 水域類型ごとに基準値を設定

表 2 水生生物保全環境基準の概要

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛 基準値
河川 及び 湖沼	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
	生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下

備考 基準値は年間平均値

（参考）水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.7mg/l
		生物特 A	0.006mg/l
		生物 B	3mg/l
		生物特 B	3mg/l
	海域	生物 A	0.8mg/l
		生物特 A	0.8mg/l
フェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.05mg/l
		生物特 A	0.01mg/l
		生物 B	0.08mg/l
		生物特 B	0.01mg/l
	海域	生物 A	2mg/l
		生物特 A	0.2mg/l
ホルムアルデヒド	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	1mg/l
		生物特 A	1mg/l
		生物 B	1mg/l
		生物特 B	1mg/l
	海域	生物 A	0.3mg/l
		生物特 A	0.03mg/l

## 2 水質汚濁に係る環境基準の類型指定について

### ◆ 類型指定の権限

「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」(平成5年政令第371号)で定める水域(国指定水域)以外については、当該水域が属する都道府県知事が類型指定を行うこととされている。

表3 類型指定区分(愛知県関連)

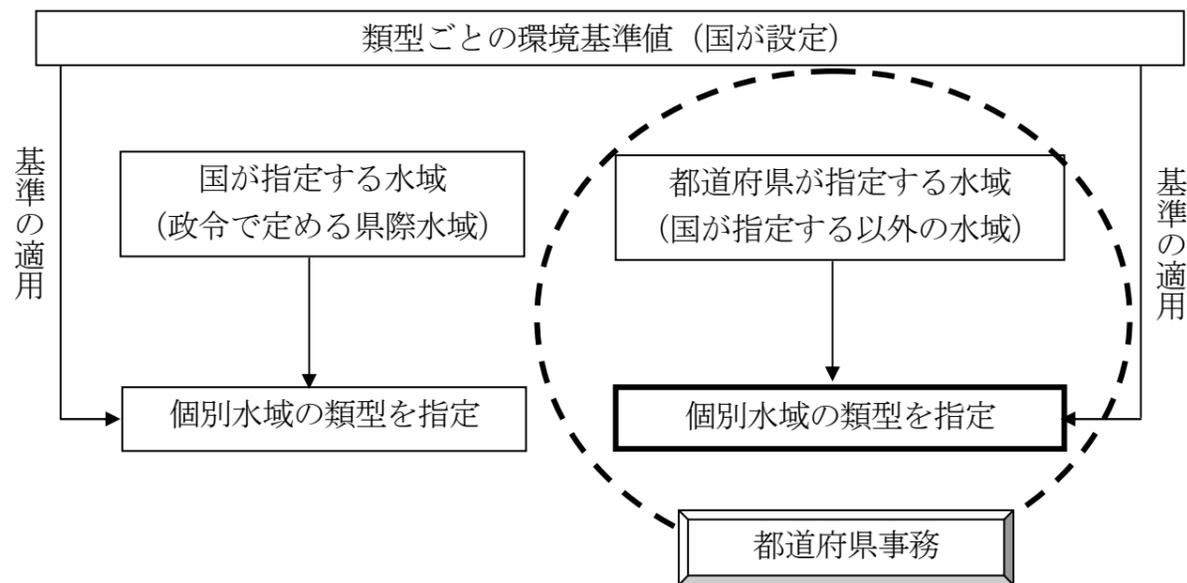
国指定水域	木曾川、天竜川 伊勢湾
愛知県知事指定水域	矢作川水域、豊川等水域、天竜川水域、 庄内川等水域、境川等水域、名古屋市内水域 三河湾

### ◆ 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項

平成18年6月、環境省から都道府県に対し水生生物保全環境基準の類型指定に関する検討方法等が示された。

この中には、類型指定の考え方や検討に当たり把握すべき情報(水質、水温、水生生物の生息状況など)等が示されている。

生活環境項目の類型指定フロー



## (参考) 亜鉛の主な用途と排出源

### 主な用途

- ・亜鉛：亜鉛鉄板、黄銅(真鍮)、塗料など
- ・酸化亜鉛：ゴムの加硫促進助剤、印刷インキ、メッキ、塗料、顔料、化粧品など
- ・塩化亜鉛：マンガン乾電池、染料・農薬の合成、メッキ・金属表面の洗浄など
- ・硫酸亜鉛：レーヨンの凝固液、農薬(ボルドー液)、医薬品(点眼薬等)など

### 主な排出源

#### ◎生活系

食品(牡蠣、小麦胚芽、ココア、緑茶など)や、日焼け止め、シャンプーなどの日用品に含まれ、し尿や生活雑排水として排出。

#### ◎事業系

非鉄金属精錬業及び鋳業、化学工業、鉄鋼業、溶融めっき業、電気めっき業から排出。

#### ◎非特定汚濁源

道路の路面排水、農薬類等。

#### ◎非鉄金属鋳床